

○ 公益財団法人吹田市文化振興事業団 職員給与規程の特例に関する規程

制 定 平成 24. 1. 1 規程 112

最近改正 平成 27. 3. 27 規程 126

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に係る公益財団法人吹田市文化振興事業団職員（給料表の等級が 1 等級から 3 等級までである職員に限る。）の給料の月額、公益財団法人吹田市文化振興事業団職員給与規程（昭和 59 年規程第 5 号）の規定（以下「給料月額算定規定」という。）にかかわらず、給料月額算定規定により算出した額から当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げた金額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、給料月額算定規定により算出した額とする。

附 則（平 24. 1. 1 規程 112）

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（この規程の失効）

2 この規程は、平成 30 年 3 月 31 日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前の期間に係る給料については、この規程の規定は、この規程の失効後も、なおその効力を有する。

附 則（平 25. 9. 30 規程 119）

（施行期日）

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平 26. 3. 30 規程 120）

（施行期日）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 27. 3. 27 規程 126）

（施行期日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。